

改正障害者差別解消法に係る説明会

2023

11.15 すい 水 15:30~17:30

11.22 すい 水 13:00~15:00

かんとうこうしんえつ

関東甲信越ブロック

ごとかいせいにっていこと くわ にってい ぎんしよ
ブロック毎に開催日程が異なりますので、詳しくは日程をご参照ください

もうしこ しめきり **11.8** すい
申込み〆切: 11.8 (水)

にってい
【日程】

<small>ほっかいどう とうほく</small> 北海道・東北 ...	11/15	<small>すい</small> (水)	13:00 ~ 15:00
<small>かんとうこうしんえつ</small> 関東甲信越.....	11/15	<small>すい</small> (水)	15:30 ~ 17:30
	11/22	<small>すい</small> (水)	13:00 ~ 15:00
<small>とうかいほくりく</small> 東海北陸.....	11/17	<small>きん</small> (金)	13:00 ~ 15:00
<small>きんき</small> 近畿.....	11/17	<small>きん</small> (金)	15:30 ~ 17:30
	11/20	<small>げつ</small> (月)	13:00 ~ 15:00
<small>ちゅうごくしこく</small> 中国四国.....	11/22	<small>すい</small> (水)	15:30 ~ 17:30
<small>きゅうしゅう おきなわ</small> 九州・沖縄.....	11/20	<small>げつ</small> (月)	15:30 ~ 17:30

れいわ ねん がつ にち 令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されます。

だんたい こじんじぎょうぬし ふく じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう ぎむか
これにより、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮*の提供が義務化されます。

かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう む じぎょうしゃ もと とく く かが かた つた
改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者に求められる取り組みや考え方などをお伝えいたします。

ごうりてきはいりよ しょうがい ひと しゃかい なか と のぞ なん たいおう ひつよう いし
※合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が
つた ふたん おも はんい たいおう もと
伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

ないよう ないかくふぎょうせいせつめい ないかくふ こうえん しつぎおうとう
【内容】内閣府行政説明 / 内閣府アドバイザーの講演 / 質疑応答

かいさいほうほう かいさい ここ とう さんか
【開催方法】オンラインにて開催、個々のPC等からご参加ください。

もうしこみほうほう かき もうしこ
【申込方法】下記 QR コードよりお申込みください。

URL からもお申込み可能です。
<https://forms.gle/2kgbJpHiLeFDh16>

といあわ とうきやうと かしきがしや
【お問合せ】東京都ビジネスサービス株式会社
TEL:03(6426)0440 MAIL:block-kensyukai@tokyotobs.co.jp

しゅさい ない かく ふ
【主催】内閣府



事務連絡
令和5年10月17日

各都道府県・指定都市 障害者施策主管課 御中

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）付

改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催の周知について（依頼）

平素より障害者施策の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年4月1日より事業者*による合理的配慮の提供の義務化等を含む障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。）が施行されます。これを受け、同法の円滑な施行に資するため、事業者を対象とした改正法に係る説明会を下記のとおり開催する運びとなりました。

つきましては、本説明会の開催にあたり、多くの事業者の御参加を賜りますよう、各都道府県におかれましては、貴都道府県の各部署、貴管内市町村（指定都市を除く。）、関係団体や地域の事業者等に対して、各政令指定都市におかれましては、貴市の各部署、関係団体や地域の事業者等に対して別添チラシを回付いただき、幅広く周知いただきますようお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、本説明会の開催趣旨に御理解を賜りますとともに御協力いただきますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

※本法において「事業者」とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、反復継続して行われる同種の行為を行う者を指し、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

記

日 時 地域によって開催日程が異なりますので、別添チラシを御参照ください。

開催方法 オンラインにて開催

内 容 改正障害者差別解消法の概要等について

参加申込 別添チラシに記載のURLもしくはQRコードよりお申込みください。

申込締切 令和5年11月8日（水）

問合せ先 東京都ビジネスサービス株式会社
TEL：03（6426）0440
MAIL：block-kensyukai@tokyotobs.co.jp

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL：03-5253-2111（代表）